

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園など
を利用する子どもの保育料が**無償化**されます。

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子ども**の保育料が無償化されます。
 - 私立幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園及び1号認定子どもについては、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 食材料費は通園送迎費、行事費などと同様に、実費での保護者負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども全員と、年収360万円以上相当世帯の第3子以降※の子どもについては、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます。
※多子の算定基準は、幼稚園及び1号認定子どもは小学校第3学年修了前から数えた第3子以降の子ども、2号認定子どもは同時入所の第3子以降の子どもが対象となります。
 - 延長保育の利用料については、無償化の対象となりません。
- **0歳児から2歳児までの子ども**については、**住民税非課税世帯を**対象として保育料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降無償となる等の現行の保育料の軽減は継続されます。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業** (標準的な利用料) も同様に**無償化の対象**とされます。

※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。
※認定の申請については、施設を通じてご連絡させていただきます。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。
※認定こども園等を利用する1号認定子どもも対象となります。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。
- **3歳児から5歳児までの子どもは月額37,000円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの保育料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳児から5歳児までの利用料が無償化**されます。問い合わせ先：障害福祉課：☎274-9526